

— 平成 30 年度 —

組合員のみなさまのための 都工組 第三者賠償保険制度

第三者賠償保険 (請負業者特約条項・生産物(PL)特約条項・受託者特約条項・施設所有管理者特約条項セット賠償責任保険)
& 交通事故傷害保険

《受託物補償付 (工事中組合員が管理する他人の財物破損補償)》

保険金額

- (A型) 1億円 (身体・財物込)
- (B型) 2億円 (身体・財物それぞれ1億円限度)
- (C型) 3億円 (身体・財物込)

ご希望の方は、交通事故傷害保険にも加入でき、入院・通院に対しても保険金が支払われます。

データ損壊特約付プランをご選択いただけます。

【加入申込書のご提出は各地区本部までお願いします。】

締切日は平成30年1月31日(水)です。



東京都電気工事工業組合

第三者賠償保険制度について

【受託物補償付(工事中組合員が管理する他人の財物破損補償)】

- 加入対象者 東京都電気工事工業組合の組合員
- 保険契約者 東京都電気工事工業組合

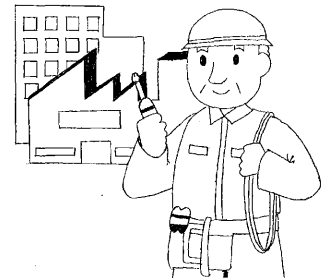
本年もご希望の方は、交通事故傷害保険に加入できます。

本制度の特色

1. 団体制度なので、一般で加入するよりも保険料が割安で、高額の補償があります。
2. 第三者賠償保険制度の保険料は、全額損金処理できます。
*今後法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理については税理士にご相談ください。
3. 事故が起き、裁判や訴訟を受けた場合は、**弁護士費用等が補償されます。**(事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。)
4. 本制度加入以前に施工した工事の事故も、**事故発生が保険期間中であれば、保険金をお支払いします。**
5. 前年同様、若干の保険料上乘せで、組合員の交通事故にも保険金をお支払いします。
6. 年1回の簡単な申込みで加入できます。
7. 事故対応特別費用(訴訟対応費用)をお支払いします。(100万円/年間限度)
8. 被害者対応費用をお支払いします。(身体賠償時のみ。被害者1名:1万円/年間50万円限度)
* **事故の際にお支払いする保険金** を参照
9. **データ損壊特約付プラン(データの損壊担保追加条項セット)をご選択いただけます。**
10. **平成28年度から、基本プランに施設所有管理者特約条項と物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項が追加され、補償が拡大しています。**

対象工事

1. 電気工事、電気通信工事、管工事、消防施設工事
2. 上記を伴う建設業法上の工事
3. 1. 2. の保守・点検業務



本制度の内容

第三者賠償保険制度に加入された組合員・下請負人(その役員・使用人を含みます)***1の工事施工中*****2に発生した賠償事故**、および**工事引渡し後**、その工事上の欠陥などが原因となって**発生した賠償事故**、また組合員所有施設の欠陥や管理の不備、業務活動での不注意によって**発生した賠償事故**により、法律上の損害賠償責任が生じた場合、保険金をお支払いします。さらに交通事故傷害保険に加入された加入対象者(被保険者)には、**交通事故による死亡・後遺障害・入院・手術・通院**に対してご本人に保険金をお支払いします。

例えば、

工事中、誤って工具、機械を落とし、他人を死亡またはケガをさせた場合	○
工事中、誤って他人の財物を破損または火災を出し建物および財物を焼いた場合	○
工事中、お客さま購入の照明器具の取付工事だけを依頼され、その照明器具自体を落として壊した場合	○(100万円限度)
工事中、配線ミスにより飲食店の冷蔵庫が焼損した。その為に営業損失が発生した場合	○(500万円限度)
工事中、鏡の上からコンセントを取りつける際、ネジを締めすぎて鏡を割った場合	○(100万円限度)
工事引渡し後、取付け不良により照明器具が落下し、床が破損した。それに伴い照明器具自体が破損した場合 ※3	○(100万円限度)
工事引渡し後、配線ミス等により建物・財物等を焼いたり人を死傷させた場合	○
工事中、誤ってコンピュータ等の電源を抜いてしまい、作業中のデータを滅失させてしまった(データ損壊特約プランをご選択の場合)	○(500万円限度)
自社倉庫 ※4より資材を搬入出する際に、隣家の壁にあてキズを付けた。	○
事務員が業務の為自転車で行く途中、通行人とぶつかりケガをさせた。	○
配管工事中に既設の高圧ケーブルを誤って切断したために、一帯が停電した。その停電のせいで、財物の損害はないが、店舗の営業が出来なかったために生じた営業損失	○(500万円限度)

- *1 組合員の業務にかぎりません。また受託者賠償責任保険と施設所有管理者特約条項は下請負人を含みません。
- *2 施工中とは、現場に材料を搬入した時より、完成引渡し・残材撤去までをいいます。
- *3 工事引渡し後の作業対象物(直接工事をした箇所)のみの損害はお支払いできません。
- *4 卸売業者先はお支払いできません。

事故の際にお支払いする保険金

1. 被害者への賠償金
 - 身体賠償事故の場合
治療費、休業補償、慰謝料、死亡・後遺障害の場合は賠償金を一時金でお支払いします。
 - 財物賠償事故の場合
**破損した品物(発注者・第三者からの受託物を含みます。)の修理費。
修理ができない場合は、損害物の減価償却後の時価額限度。
商品の場合は仕入価額限度となります。**
 - 間接費用(営業損等)も補償となります。(1事故500万円が限度)
2. 被害者に対する**応急措置、緊急措置の費用**
3. 裁判訴訟の場合、**裁判費用や弁護士費用など(事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。)**
4. 事故対応特別費用担保追加条項および被害者対応費用担保追加条項による補償
 - (a) 事故対応特別費用担保追加条項
保険期間中：100万円限度
訴訟対応費用(訴訟に対応するために支出した以下の費用)
 - 文書作成のために要する費用(相手方当事者・裁判所に提供する文書)
 - 被保険者の役員・使用人に人件費(超過勤務手当等)、交通費、宿泊費
 - 事故の再現実験・原因調査、意見書・鑑定書作成のために要する費用
 - (b) 被害者対応費用担保追加条項
被害者1名：1万円／保険期間中：50万円限度
身体障害事故により保険での補償対象となる損害が発生するおそれがある場合
 - 被害者の身体障害に対する見舞金または見舞品購入費用**※被保険者が賠償責任を負担することが明らかとなった場合、この追加条項により支払われた保険金は、賠償保険金の一部に充当されます。**
5. 交通事故傷害保険加入者への**死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金**



保険金をお支払いできない主な場合

- 第三者賠償保険の場合
 1. 故意によって生じた事故、故意または重大な過失で法令に違反して施工された結果生じた事故
 2. 工事中の機器の損害。(自体または借用中の機器の修理費、取替費用)
 3. 欠陥のあることが判明した場合(施工ミス等)や、その疑いのある場合に施工物件の検査、修理、取替などに要した費用
 4. 加入組合員の使用人や下請負人等に生じた身体障害(労災の適用)
 5. 自体または借用中の自動車(原動機付自転車・ユニック車等の工作自動車を含みます。)の所有・使用・管理から発生した事故による損害(自動車保険の適用)
 6. 工事引渡し後の作業対象物(直接工事をした箇所)のみの損害
 7. 地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然事変
 8. 自社納入品の損害(組立保険の適用) など
 - 交通事故傷害保険の場合
 1. 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 2. 被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為
 3. 被保険者の酒気を帯びた状態での運転、無資格運転中の事故
 4. 職務としての荷役作業に直接起因する事故
 5. クレーン車、フォークリフトなど工作用自動車を工事現場内で作業機械としてのみ使用中の事故
 6. 地震、噴火またはこれらによる津波による事故
 7. 戦争、暴動(テロ行為を除きます)などによる事故
 8. 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの など
- ※「保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合」については、必ずそれぞれの特約の「あらまし」をご確認ください。

事故が起きたら

万一事故が発生した場合は、ただちに電話等により組合事務局へ連絡してください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知が無い場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。交通事故の場合必ず警察にお届けください。

事故の円満な解決のため、適切な処置をします。

※第三者賠償事故の場合には、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。また、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。なお、ご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた損害賠償金の全部または一部について保険金がお支払いできないことがありますので、必ず事前にご連絡ください。保険金支払時には損害物の写真・示談書等が必要となります。なお、本保険では、保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

※損害物、損害状況が写真等で確認できない時は、保険金が支払われない場合があります。

本制度の保険料

年額1回払です。

第三者賠償保険

1. 保険料は従事者数により下記の通りです。従事者数は会社全体の人数(役員、事務員を含めます。)および下請負人数を含みます。
2. 賠償金1事故5万円までは自己負担となります。ただし、**結線ミスが原因となる事故の場合は1事故10万円までが自己負担となります。**(保険期間1年) ※1事故とは、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいいます。

保険期間中 通算限度額	A型 年間1億円限度 (身体・財物込)		B型 年間2億円限度 (ただし、身体・財物それぞれ1億円限度)		C型 年間3億円限度 (身体・財物込)		
	従事者数	I:基本プラン	II:データ損壊特約付 プラン	I:基本プラン	II:データ損壊特約付 プラン	I:基本プラン	II:データ損壊特約付 プラン
1名～3名		22,900円	24,840円	25,500円	27,440円	29,900円	31,840円
4名～6名		45,700円	49,570円	48,100円	51,970円	60,100円	63,970円
7名～10名		74,000円	80,780円	77,700円	84,480円	97,300円	104,080円
11名～15名		161,300円	171,950円	169,200円	179,850円	180,800円	191,450円
16名以上	保険料は個別に地区本部事務局へご連絡ください。						
I・IIプラン 共通	①受託物の損害については保険期間通算100万円が限度 ②作業対象物自体の損害については1事故100万円が限度 ③事故に起因した間接費用については1事故500万円が限度				④物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害については 1事故500万円が限度 ※②、③、④については下記(例)参照		
IIプランのみ	データ・プログラムの滅失、損傷については1事故500万円限度(P5の「データ損壊特約について」を参照ください。)						

- (注)加入における従事者数が異なる場合には、保険金がお支払いできない場合がございますので、正しい従事者数でご加入ください。また、従事者数に変動が多い場合(例、下請負人を多数使用する等)は、年間平均従事者数にてご加入ください。
- (例)②作業対象物自体とは…請負工事中に機械器具を取付けている天井、壁、ガラス等へ及ぼした破損損害および請負工事後の作業対象物自体の損害
 (例1)鏡の上から照明器具を取り付ける際、ネジを締めすぎて鏡を割ってしまった。
 (例2)電気工事引き渡し後、取付不良により照明器具が落下し、床をキズつけた。それに伴い破損してしまった照明器具自体。
 (注)照明器具のみの損害はお支払いできません。
 ③間接費用とは物の損害を伴う事故に起因した間接費用をいいます。(営業損等)
 (例3)飲食店の冷蔵庫を配線ミスにより焼損してしまった。その為に発生した営業損
 ④物の損害を伴わない事故に起因した間接費用(営業損等)をいいます。
 (例4)配管工事中に既設の高圧ケーブルを誤って切断し、その結果一体が停電してしまい近隣の飲食店が営業出来なくなり、営業損失を被った。

※同一保険期間内に事故を2回以上起こされ、保険金を2回以上ご請求された場合、その組合員の方は次年度保険料が上記の3割増となります。
 ※この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出の基礎」は、直近の保険料算出の基礎(従事者数)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。(ただし、保険料が500万円を超える場合は、申込時に別途書類が必要です。)

交通事故傷害保険

- ・日本国内・国外問わず、所定の交通乗用具*1との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ*2をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。

(保険期間1年 団体割引20%適用、一括払)

- 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金
 - *1 電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、スケートボード、三輪以上の幼児用車両等は除きます。
 - *2 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。(ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。)
- (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
 ※ご加入の際、加入対象者・生年月日をご記入ください。
 ※保険金のお支払方法等重要な事項は、10P以降に記載されていますので、必ずご参照ください。
 組合員・従事者はもちろん、家族の方も加入できます。
 (従事者への保険料は損金処理が可能です。詳細は税理士にご確認ください。)

保険金額	死亡(注) 9,200千円	後遺障害 左記の4～100%
	入院保険金日額 6,000円	通院保険金日額 3,000円
保険料	手術保険金 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	
	加入対象者1名につき年額 8,000円	

(注)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

加入申込み方法

ご希望の方は同封の加入申込書をご提出ください。

ご希望の方は同封の加入申込書をご提出ください。
 本制度は年1回募集とし、平成30年3月1日(午後4時)発効としますので、平成30年1月31日(水)までに、添付振込用紙にて指定口座に保険料をお払い込みいただき、**払込証明書**を加入申込書の裏面に貼付のうえ、各地区本部へ提出してください。

保険期間は平成30年3月1日(午後4時)～平成31年3月1日(午後4時)の1年間となります。

自動継続ではありませんので加入申込書の提出をお願いします。

※郵便局でもお振込みいただけます。

